

議会運営委員会記録

平成20年9月18日（木）

於：第1委員会室

議会運営委員会記録目次

平成20年9月18日(木)

| | |
|--|---|
| 出席委員 | 1 |
| 枚方市議会委員会条例第21条による出席者 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席状況の報告 | 2 |
| 開議宣告(午前10時7分) | 2 |
| 請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する 請願 | 2 |
| 有山正信委員の質疑 | 2 |
| 議会運営委員に配付された「第2清掃工場の土木建築工事の予算について」 と題する資料について | |
| 本資料が当時の東部整備室を中心に仮称第2清掃工場建設工事(土木建築 工事) 予算圧縮のために作成された内部資料であるか否かについて | |
| 本資料が正式にどこかに提出されたものではないことについて | |
| 仮称第2清掃工場建設工事(土木建築工事) 予算範囲に係る内部検討の 内容及びそれに基づいた補正予算編成に係る検討内容について | |
| 現時点において本市議会として地方自治法第100条の権限を持つ調査 特別委員会を設置する必要があるか否かに対する理事者の見解について | |
| 三島孝之委員の質疑 | 5 |
| 議会運営委員会において第2清掃工場建設工事に係る談合事件当事者の 裁判により明らかになる事実をどこまで議論できるかについて | |
| 本市・石本建築事務所間の文書を開示するに至った経緯について | |
| 第2清掃工場建設工事に係る談合事件につき機会をとらえて調査を行い 事実を明らかにすることにより議論を充実させることについて | |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置により第2清 掃工場建設工事に係る談合事件の真相解明が可能か否かについて | |
| 第2清掃工場建設工事に係る談合事件の真相解明を裁判に委ねるべき場 合もあることについて要望 | |
| 堀井 勝委員の質疑 | 7 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置につき市議会 議員として主体的にその是非を判断すべきことについて要望 | |
| 休憩(午前10時35分) | 8 |
| 再開(午前10時36分) | 8 |
| 西村健史委員の質疑 | 8 |
| 地方自治法第100条の意義を理解した上で同条の権限を持つ調査特別 委員会を設置すべきことについて要望 | |
| 野口光男委員の質疑 | 9 |
| 枚方市民が希望した場合に石本建築事務所関係者の供述が記載された刑 事確定訴訟記録を閲覧することができるか否かについて | |
| 枚方市民が希望した場合に刑事確定訴訟記録法の規定を順守すれば本刑 事確定訴訟記録を閲覧することができるか否かについて | |

| | |
|--|-----|
| 石本建築事務所への対応のほか本刑事確定訴訟記録の内容を見て本市が顧問弁護士と相談しなければならない問題があったか否かについて | |
| 平成20年9月17日開催の全員協議会における公共施設部長の答弁の根拠について | |
| 仮称第2清掃工場建設工事（土木建築工事）に係る経審点数の引き上げ経過が記録された請負業者資格審査等委員会議事録の有無について | |
| 請負業者資格審査等委員会議事録の保存年限について | |
| 請負業者資格審査等委員会議事録の保存年限見直しの必要性について | |
| 第2清掃工場建設工事に係る談合事件につき議会が主役となって調査を行う必要について要望 | |
| 堀井 勝委員の質疑 | 1 3 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願をその必要性を見ながら採択すべきことについて要望 | |
| 小野裕行委員の質疑 | 1 4 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置につき時期を見るべきことについて要望 | |
| 池上典子委員の質疑 | 1 4 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の調査内容及び設置期間について | |
| 本市職員のうち第2清掃工場建設工事に係る談合事件につき大阪地方検察庁の取り調べを受けた人数について | |
| 本市職員のうち第2清掃工場建設工事に係る談合事件につき大阪地方検察庁の取り調べを受けた人数を把握しているか否かについて | |
| 第2清掃工場建設工事に係る談合事件の真相解明のための手だてとして特別委員会を設置することについて要望 | |
| 西村健史委員の質疑 | 1 5 |
| 契約金額の10分の1を超える損害が明らかになった場合とはどのような場合を指すのかについて | |
| 石本建築事務所が自主的に本市へ謝罪金を支払った端緒は本市の調査にあったのか否かについて | |
| 現在審理中の裁判によっても石本建築事務所が本市に契約金額の10分の1を超える損害を与えたか否かは明らかにならないことについて | |
| 木下 誠副市長が石本建築事務所関係者との面談に出席していたか否かについて | |
| 堀井 勝委員の質疑 | 1 6 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置につき諸般の事情からもう少し時間をかけて検討すべきことについて要望 | |
| 池上典子委員の質疑 | 1 7 |
| 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置の適否につき行政職員と対面して質疑を行う形式の変更について要望 | |
| 休憩（午前11時20分） | 1 7 |
| 再開（午前11時37分） | 1 7 |
| 請願第1号閉会中継続審査の申し出採決 | 1 7 |
| 散会宣告（午前11時38分） | 1 7 |

議会運営委員会 委員会記録

平成20年9月18日（木曜日）

出席委員（10名）

| | | | |
|------|-------|----|------|
| 委員長 | 榎本正勝 | 委員 | 池上典子 |
| 副委員長 | 梶田義則 | 委員 | 三島孝之 |
| 委員 | 野口光男 | 委員 | 有山正信 |
| 委員 | 西村健史 | 委員 | 小野裕行 |
| 委員 | 堀野久兵衛 | 委員 | 堀井勝 |

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

| | | | |
|-----------|------|------------------|------|
| 市長 | 竹内脩 | コンプライアンス推進課長 | |
| 副市長 | 木下誠 | 堀川嘉久 | |
| 副市長 | 奥野章 | 財務部長 | 横田進 |
| 理事兼企画財政部長 | 井原基次 | 財務部次長 | 大西正人 |
| 市長公室長 | 岸弘克 | 総合契約検査室長 | 佐藤伸彦 |
| 市長公室次長 | 宮本勝裕 | 総合契約検査室課長 | 西田豊樹 |
| 企画財政部参事 | 福井宏志 | 公共施設部長 | 寺農斉 |
| 企画財政部次長 | 北村昌彦 | 公共施設部次長 | 小山隆 |
| 財政課長 | 宮垣純一 | 公共施設部次長兼重点プロジェクト | |
| 総務部長 | 長沢秀光 | 整備室長 | 徳山正人 |
| | | 東部整備課長 | 絹川武 |

本日の会議に付した事件

1. 請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願

市議会事務局職員出席者

| | | | |
|---------|------|-------|-------|
| 事務局長 | 山下寿士 | 議事課主任 | 吉田章伸 |
| 事務局次長 | 伊藤隆 | 議事課員 | 中村有紀子 |
| 議事課長 | 五島祥文 | 議事課員 | 井田昌誕 |
| 議事課課長代理 | 鈴江智 | 議事課員 | 遠山喬士 |
| 議事課係長 | 沖卓磨 | | |

○榎本正勝委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。伊藤事務局次長。

○伊藤 隆市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、10名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時7分 開議)

○榎本正勝委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会運営委員会を開き、請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願の審査を行います。

○榎本正勝委員長 審査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

なお、本委員会室に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる音声傍聴を許可します。御了承願います。

○榎本正勝委員長 これから審査に入ります。

請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願を議題とします。

○榎本正勝委員長 まず、理事者及び市議会事務局に対する質疑を行います。質疑はありますか。有山委員。

○有山正信委員 済みません。若干の質問だけさせていただきたいんですけども。

前回の議会運営委員会の中でもいろんな御発言等がありましたので、それに基づいて、今回、我々の方に資料が提出されていると思います。この内部資料とされた中間報告書、「第2清掃工場の土木建築工事の予算について」という資料等も我々の方に配付されておりますので、その辺の説明を少しいただきたいんですけども。

○長沢秀光総務部長 そうしましたら、今、お時間をちょっといただきまして、説明させていただきます。お手元に資料の方はございますでしょうか。よろしいですか。

この資料につきましては、平成20年6月18日の議会運営委員会におきまして、野口委員の方から、2004年12月28日の報告書、それと1月6日の報告書、この2つの資料につきまして、提出する旨、求められたものでございます。

この資料に限ったことではありませんが、東部整備室事務所で保管しておりました書類の多くが大阪地方検察庁の捜査の際に押収されておきまして、野口委員から当時求められた時点では、該当書類自体が手元にはございませんでした。

また、これらの書類につきましては、住民訴訟の当事者のみが裁判所に請求し手に入られました刑事記録に添付されていたものでありまして、その取り扱いにつきましては、かなり制限がかかっていることから、我々としても、大阪地方検察庁の方に照会させていただいた上で入手させてもらったという経過がございます。

また、野口委員の方からは、後日、口頭で、2004年11月24日、同じく12月1日、同じく12月29日付の報告書に関しても書類提出の御請求がありまして、これにつきましても、同じような手続を経た上で入手いたしまして、榎本委員長の方に御確認いただいた上で、8月の中旬ごろに委員の皆様へ配付させていただいたところでございます。

それでは、資料の概略につきまして、簡単ではございますが、説明させていただきます。

まず、これら一連の書類につきましては、担当課、当時は東部整備室になりますが、プラント発注も終わって土木建築工事の内容を決めていく際に、課内、部内での論議を進めていくための検討資料として作成されたものでございます。

インデックスを張っているかと思えますけれど、別添A、2004年11月24日のものでは、廃棄物処理施設の発注方法から、この日までに行ってきた減額対策について、これを整理した上で予算設定の検証を行って、土木建築工事の予算設定についての対策を考えるとといったような内容となっております。

別添Bにつきましては、12月1日のもので、これは、別添A、先ほど言いました24日のものに加えまして、9. といたしまして、「問題解決方法について（5つの手法案）」と題する項目が追加されております。この項目につきましては、横長の表で財政的措置を伴わない場合と伴う場合に大別した上で、それぞれ多角的に検証、検討を行った結果をまとめてあります。

別添C、12月28日の分につきましては、これまで行ってきた予算協議の継続が困難な状況ということから、これを乗り切るための具体的な手法といたしまして、2割削減程度の調整の必要性、そして管理棟などの予算化を平成18年度に送ることなどについて、まとめております。

別添D、12月29日の分につきましては、28日のものに、プラス具体的なスケジュールという形で追加をしております。

そして、最後に、別添E、1月6日の分でございますが、これは、最終的に、重点プロジェクト推進部として、第2清掃工場の土木建築工事の予算についての考えとしてまとめられたものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきますが、これらの書類につきましては、今も申しましたように、内部の決裁手続を経て市長、副市長に出された報告書ではないということを付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○有山正信委員 ありがとうございます。

きょうのこの議会運営委員会では、100条委員会の設置に関する審議ということですので、本来聞くべきことではないかもしれませんが、あえて、今回こういうふうな資料が提出されておりますので、ちょっと何点かお聞きしたい部分がありまして、確認をさせていただきます。

今、御説明がありましたように、いわゆる内部資料であるというふうな話なんですけれども。当時の東部整備室が中心になって工事予算を圧縮する、そのために作ってこられた内部の資料であるというふうに今の御説明では受け止められるんですけれども、そういうふうな認識で結構なんですかね。

○長沢秀光総務部長 そういうことでございます。

今回提出させていただきました文書の性格といたしましては、お手元にありますように、書類の中にもメモ書きが入っていたり、そういったものになっておりまして、正式な文書ではないということで、公のつづりに綴じたものではないのではないかと推察しております。

つまり、当時の担当職員の机の中にあつた書類とか、そういったものが地検に押収されたということで、いわゆる業務遂行に当たってのメモという性格を有するものというふうに理解しております。

○有山正信委員 わかりました。

前回、こういう文書があるということで御発言がありましたので、そういう部分の確認をさせていただいてるんですけども。

ということは、正式にこの文書がどこかに提出されたとか、そういうものではないというふうに受け止めて結構なんですか、再度お願いします。

○長沢秀光総務部長 そのように理解していただいて結構でございます。

○有山正信委員 わかりました。

文書の性格につきましては、今の部長の御発言を理解させていただきたいと思うんですけど。きょうは公共施設部も来ていただいているんですね。ちょっと公共施設部の方にも聞きたいんですけども。

工事予算の圧縮作業に努力されたということでの、今のこの資料の位置付けであるというふうに思うんですけども。この資料に、予算範囲といいますか、そういうものについて検討されたという部分がずっと書かれていますよね。その辺について、どのように内部検討をされたのかということを確認したいのと、それに基づいた補正予算を組むことについてどのような検討をされたのかという部分を、お答えできる範囲でお聞かせいただければありがたいんですけど。

○寺農 齊公共施設部長 当時の担当者に確認しましたところ、この第2清掃工場の建築物は、プラント設備の機器の配置基本計画をもとにして基本計画を進めます。建物の規模は、プラント機器の配置計画により大きく左右されることになりまして、それに連動して建設工事も変動をいたします。今回の設計委託発注時には、入札参加条件として、清掃工場の設計業務経験を条件としており、設計事務所側も一般的な平米単価は経験値として知っていると考えておりましたので、市の予算額を伝えていないとのことでした。

次に、補正予算を組むことの検討でございますけれども、平成16年10月ごろから17年1月ごろにかけて、プラント工事落札後の土木建築工事の予算額など、事業の精査を行っている際、工事概算額と予算額に大きな開きがあり、埋めることが困難であるとの判断から、規模の精査に合わせた発注方法の検討など、財源的措置を伴わない方法や伴う方法など、さまざまな検討を行ってきておりました。結局、平成16年12月1日の打ち合わせ会議で、平成16年度当初で予算化した事業費100億円のキャップが乗り越えられないとの判断で、予算措置を伴わない方法を選択したものでございます。

○有山正信委員 わかりました。

こういう内部資料にあるような検討の中で予算を決めて、また補正予算措置も考えていったということだと思ってしまうんですけども。

先ほど言いましたように、これ、100条委員会設置ということについてのことで、最後にちょっと1点だけ、立て分けて、あえて理事者の方に確認という意味でお聞きしたいんです。

私としては、資料に基づいてお聞きしまして、今回、このように議会として、こういうふ

うな形で、前回発言があったことに対しても一定の資料をいただいたと。不明な点については、こういうふうな資料請求を今後も議会としてさせていただくと。その中できちんと市の方として御説明をいただくと。これからもそういう形でしていただけるというふうに思うんですけれども。今後もそういう形でお願いしたいわけなんです。そういう意味でいうと、現時点で100条委員会を設置する必要が議会としてあるのかどうかという部分については、少しどうなのかなという気がいたしますが、あえて理事者の方にその辺の見解についてお聞きしたいと思うんですけれども。よろしくをお願いします。

○木下 誠副市長 これまで、市といたしましては、談合防止に向けまして外部の有識者で構成する委員会を立ち上げ、これまでの検証結果の報告もいただき、その提言に沿って庁内委員会で具体的な改善策を構築してきたところでございます。きのうの全員協議会で、これらの改善策につきまして、その進捗状況の報告を行ってきたところであります。今後も進捗管理を十分厳しく行っていく、こういった考えでございます。

今、委員からございました件につきましても、現在公判中ということで、いろんな形で何らかの制限、また制約もあるかと考えますが、議会からいただきました御要望、また御要請、御質問につきましては、万全な対応をとっていくとともに、適宜、議会の方にも状況報告を行ってまいりたい、こういう考え方でございます。よろしくをお願いします。

○三島孝之委員 今、有山委員からも少し質問されましたが、私も、前回の議会運営委員会からメンバーに入っておりまして、初回からのことをすべて把握しているわけではないので、少し不勉強というふうにお叱りをいただくかもわかりませんが。

前回、野口委員から、たしか住民訴訟の当事者としてのいろんな資料の中から新たな事実というか、いろんな経過が出てきたと。これは、きのう全員協議会で説明のあった石本建築事務所の件ですけれども。そういう話があったんですが、個別具体的な中身を議会運営委員会の中で理事者とやりとりをしたという印象が非常に強かったというふうに思っております。

とりわけ、野口委員御本人もおっしゃってましたけれども、この資料というのは取り扱いが非常に難しく、だれもが取れるものではないというようなものに基づいて資料請求がされたり、あるいは調査をしたのかどうかと、こういう議論になっていたという意味では、請願を採択するかどうかの趣旨には、少し議論としてはなじまないのではないかと気がしたということが一点でございます。

その上で、これからいろんな当事者の裁判が具体的に始まるという話も聞いてございますと、いろんな事実が出てくるのではないかと。そういうときに、こういう場でどこまでそのことを議論できるのかという意味では、少し整理をしていく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、その辺についてどうお考えか、確認をしておきたいと思います。

○長沢秀光総務部長 お答えいたします。

今ありました刑事確定訴訟記録につきましては、市としても入手しておりまして、内容については一定把握しておりますが、資料といたしましては、膨大な量ということもあって、記録内容の相互間の関連性、こういったことまで十分に理解するには相応の時間が必要かなというふうに考えております。

また、刑事確定訴訟記録の性質上も、先ほどもちょっと触れましたが、その活用につきましては、慎重な対応が法律の面でも要求されているのかなというふうに考えております。

今現在、幾つかの事案が公判中といったことで、この公判にどのような影響が生じるのか、また生じないのか、こういったことも含めまして考えますと、今回のように公判が確定した確定訴訟記録でありましても、やはりその取り扱いについては慎重にならざるを得ないというふうに、我々では考えております。

こういったことから、市として把握していなかった事例が仮にいろんな場面で出てきたといったときにつきましても、やはりその具体性なり、他の公判との関連性、こういったものを十分しんしゃくした上で、個別対応がなじむといったケースと判断した場合には、顧問弁護士にも相談をかけた上で必要な対応を図るべきと、このように考えております。

また、その他の場合につきましては、個別の対応ということではなくて、やはり公判での検察側、弁護側のやりとり、こういったものを注視する必要があると、このように考えております。

○三島孝之委員 御説明いただいた内容をよく理解するわけで、非常に慎重に取り扱わなければならないし、当事者しか知り得ない事実というのもたくさん含まれているということだと思います。

そういう中で、今回、石本建築事務所の分については、きのうもきちっと明らかになったんですけれども。その辺は、先ほど部長が言われたように、個別判断をされて開示してもいいということになったのか。特異なケースなのかどうなのか。その辺、ちょっと確認したいと思います。

○横田 進財務部長 基本的な市の対応方針につきましては、今、総務部長が申し上げましたとおりでございます。石本建築事務所の件につきましては、この基本方針に基づきまして、顧問弁護士に取り扱いについての相談をかけた結果でございます。

○三島孝之委員 この議会運営委員会の案件というのは、あくまでも100条委員会を設置するかどうかと、こういうことを審議する場であるというふうに思います。いろんな経過の中で新たな事実がたくさん出てきたときに、そのことを含めてどう取り扱うかということも大切だと思うんですけれども、個々具体的な中身に基づいてどうあるべきかということを我々委員が理事者側に確認する場としては、少しふさわしくないのかなというふうに思いますし、我々の立場では、いろんな場所でそういうことを提起できるというふうに思いますので。

こんなことはないと思うんですけれど、こういう場で言わないと資料が出てこないということではなくて、あらゆる機会、あらゆるタイミングにしっかりとした調査をして、事実を明らかにしてもらおうということをきちっとしていただくことによって、よりきちっとした議論ができるのではないかと思います。その辺はいかがお考えでしょうか。

○木下 誠副市長 少し一例的に申し上げますと、石本建築事務所の件につきましては、議会等におきましても、対応が遅いのではないかと、こんなふうな御指摘もいただいておりますが、市といたしましては、公判中といった状況におきまして、本当に神経がすり減る思いで、また細心の注意を払って適切に対応してきたと、こんなふうに考えております。

現在もこの状況は変わっているというふうには考えておりませんので、慎重に物事を進めなければなりません。昨日の全員協議会で報告させていただきましたように、情報公開をしっかりと位置付けまして、コンプライアンスの確立の観点から、談合防止対策をきっちりやり遂げると、こういった思いであります。

また、先ほど有山委員の方からもお話がございましたように、議会からの御質問、御要望、また御要請につきましては、真摯に対応してまいると、こういう考え方でございます。また、そういった中で行政として報告すべきことがありましたら、適宜、状況報告につきましては、市として主体的にやっていきたい。こういうふうに思っております。

○三島孝之委員 よろしく願いしておきたいと思えます。

もう一つ、確認だけをしたいんですけども。

全議員に配られた2008年9月12日付の市民100条委員会からの要望書が出てございます。そこには、10月21日に中司前市長の初公判が開かれると。裁判と並行して官製談合の真相解明を行ってほしいと。そのために100条委員会の設置に関する請願の採択をしてほしいと。こういう要望書が出ているということでございます。

基本的なことで恐縮なんですけれども、100条委員会の権限は、国政調査権と同様、いろんな効力を持って、罰則もあると。非常に効力の強い委員会であるというふうに思えますし、これは、議会の議決があればいつでも設置できると、そういうものだというふうに理解をしているわけなんですけれども。

今回のケースのように、元市長、元副市長の裁判がこれから始まる中で、権限のある100条委員会を持って並行して解決というか、事実解明が現実に行えるのかというところが少しどうかなというふうに思うのと、いろんなところで同種の100条委員会が設置されて、一部の報道でしか知り得ませんが、当事者は、100条委員会に呼ばれて事実関係の確認を求められても、いや、それはもう公判に影響しますとか、言うことは結果的に何も実態解明にはつながっていないというような事例も報道されたりしているということを見ますと、果たして100条委員会を設置して、同時並行して事件解決が、真相解明ができるのかなというところが少しすっきりしない点があるんですけども。この辺について、どのように理解すればいいのでしょうか。

○山下寿士市議会事務局長 私の方からお答えさせていただきます。

実際に100条委員会が設置されておられませんので、そういう状況の中でちょっと答弁は難しいわけなんですけれども、一般論で言われていることといたしまして、市関係者の書類が大量に押収されている環境があったり、また、公判の本裁判で証人になる、また被告人である方々が仮に100条委員会に呼ばれて来た場合、本裁判で不利になるような証言、それが本裁判の証拠になり得るといようなこともございますので、つい最近もありましたような他の100条委員会の例を見ましても、なかなか十分な証言をされているというようなケースがなく、証言を控えられているというように多く見受けられている状況であります。

○三島孝之委員 非常に判断の難しいものではないかなというふうに思いますので、いろんな御意見はあろうかと思いますが、やはり裁判に委ねるべきは委ねるといこともしっかり見据えて判断をすべきではないかなというふうに思っているということを申し上げて、発言を終わりたいと思えます。

○堀井 勝委員 余り僕もしゃべらんとこうと思ったんやけど、今のお2人の意見を聞いていると、何を言っているのかというのが私の感じなんです。

我々が市民からそういう請願を受けて、我々が主体的にどうするのかということが、委員長、これを問われているわけです。理事者に問われている問題と違いますねん。我々は、理

事者に対しては、ありとあらゆる資料を全部出せと言える。僕は、迷惑千万被っているわけや。議会で起こした問題ではないんや。理事者が起こした問題なんです。だから、資料請求も何もせずに、ありとあらゆる資料を全部出してくるのが当たり前ですがな。それを我々がどう審査するのかということや。それで、100条委員会を設置するかどうかということなんです。そこの交通整理を、委員長、やってくださいよ。今の議論を聞いてたらね、我々は何をやるのかなと。貴重な時間を使って何をやるのか、私にはわからん。

以上です。

○榎本正勝委員長 堀井委員から発言がございましたが、やはり各議員、委員としての立場で自分の考えを、そして質問を理事者にしているわけですから、それを制止したり、制限することは、これは論外だと私は思いますよ。そういう意味で、今の堀井委員の発言は、私、到底理解できない。

お互い、こういう場でございますので、この程度でとどめて、この問題については、2人で後でまた話をさせてもらおうとして。

申し上げたいのは、個人の議員の発言を制限する必要は全くないと私は思います。

○榎本正勝委員長 暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○榎本正勝委員長 委員会を再開します。

○榎本正勝委員長 他に質疑はありませんか。西村委員。

○西村健史委員 まず、私も、これの紹介議員になって、今期、こういう形で議会運営委員会の委員になりまして、参加させてもらっているわけですけど。

こういう請願が出されたときに、特に100条委員会を開いてくれと市民の方から言われた、そのときに議員の果たす役目というのは、市の理事者の考え方、100条調査についてどう思うとか、その発言の内容は自由ですけど、議員としての資質の問題として、議員自らが100条委員会を開いて、当局はもう調査しないとやっているけれど、我々議員として、これはもっと調査をやっていかないとあかん。だから、ない資料だったら徹底的に探してここに出しなさいと、こう言うことが必要なんですよ。

また、もう一方のお名前、ちょっと言うとあれですけど、100条調査で現実に解明できるのかどうかと。こういう、最初から、もう後ずさりしたような。申し訳ないですけど、こういう表現はね。市民の皆さんの税金を大切にしていこうということと、それから市政の透明性をはっきりさせる、不正を許さない、こういうことをきっちりするために、我々議員に与えられた特権なんですよ、これは。だから、だれでも呼べるわけです。

今回問題になっている、この石本建築事務所。これ、当局の方は会われました。私たちは、当局から、こういう回答、上申書があつて、そして、お金をもらいましたということを知りました。ところが、我々としてはもっと聞きたいことがあるということで、我々自身が、議会が自らこの不正問題を明らかにしていこうというのが100条調査なんですよ。

ですから、委員長、これは、やはり、私たちはこういうふうにすべきだということです。ちょっと今の前段のお2人の委員の方の意見というのは、議員の特権、議会のチェック機能という100条調査の意義というのをまだ。この地域をこうしてほしいというのも、確かに

あります。枚方のまちをこうしていこうと。福祉とかね。と同時に、不正を正していくと。理事者がいろんなことを間違っていたら、これはあかんぞということを言う。そして、それが現実に今起きているわけですよ。まさに裁かれようとしていると。

そして、今回は506万円ちょっとが支払われたと。このことについて、もうここまで明らかになっているから、これは、当局は調査しないと言うんですから、もっと議会としては調査すべきですよ。これが100条調査なんですよ。議員の特権なんですよ。それを放棄してしまったら、もう議会の議員の自殺です、はっきり言えば。だから、そこを僕は、委員長、はっきり言っておきたいんですよ。今の件について、そういう意見、僕は述べておきます。

○榎本正勝委員長 御意見としてお聞きしておきます。

他に質疑はありませんか。野口委員。

○野口光男委員 私が請求した資料に関して、いろいろとお話もされているわけですがけれども。

地方自治法第100条ですね、その第8項、今、刑事裁判が行われているわけですがけれども、この100条委員会において自白されたときは、「その刑を減輕し又は免除することができる」とありますね。その第9項、「議会は」、「第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない」と、こういうふうに書いてあるわけですね。ですから、この議会と刑事裁判との関係というのが、100条の方には書かれているわけですね。

先ほど山下事務局長がおっしゃられた、そういうような答弁をしなかったりというのは、本来だったら、ここでは処罰できると。そういうことも、この100条には書いてあるわけです。ですから、100条というのは本来そういうものであるということを前提に、私も、この間、質問もさせていただいてきたわけです。

特に、きょうお手元にあるこの資料ですね、先ほど議論になっていましたけれども。11月24日からでしたか。一番最初が11月24日から1月6日までのこの資料についても、予算の経過、だから本当にきのうも言わせていただきましたけれども、何でこのように膨大な、莫大な面積のスケッチというか、最初ラフみたいなことかもしれませんけれども、出てきたかという経過が、これを見れば一定理解できるわけですね。そういう意味での資料ということで、ほかの議員さんにも見ていただきたいと思ひまして、資料請求しました。

また、先ほどおっしゃられた12月1日のところで幾つかの手法について選択肢があって、ここで、「最も良い」、「良い」、「普通」、「悪い」、「最も悪い」という形での、そういう表があるわけです。こういう形で東部整備室の方で検討を重ねていただいたわけですがけれども、結局選んだのは、「大幅な分切りを行い、予算にあわせ、発注する」ということでありますけれども。

2番目には、「ゼネコン入札が不調に成った時、プラントメーカーと随意契約する」ということで、川崎と随意契約する方法が提起されていると。これは、「良い」が3つあるけれども、「最も悪い」のは2つあると。その2つは、契約・議会関係がという問題ですね。先ほど部長がおっしゃられた予算の増額、「現状のまま、設計協議を再開し、最大限予算を絞り込む」という、こういう努力をしていただいたんですけれども。

そして、5番目として、「土木工事と管理棟・渡り廊下を分離し積算する」ということが努力として出てきた。こういう方向が出されたわけですがけれども、これは、あくまでも内部

資料ということで、市長、助役、上司に報告されていないと。

しかし、私、昨日、全員協議会の際に言いましたけれども、設計金額、予定価格、これを決めるときの根拠ですね。これとしては、これがベースになったんじゃないのかなというふうに思うんですけども。こういう部内の協議を経て、重点プロジェクト推進部の方としては、設計金額、予定価格を決めたということですよ、これは。ですから、きのうも言いましたけれども、本来でしたら、そういう担当課、事業課と建設担当課がキャッチボールするわけですけども。今回の場合は、一括で重点プロジェクト推進部の方で事業遂行と設計もできたという状況なわけですけども。そして、2割減のこういう方法もとられたということですけども。

そして、12月29日の2枚目のところには、このメモに関してはあれですけども、1月6日のときに、この0.8という数字が実勢価格調整という形で出てくるわけです。ですから、内部でこういう協議を経て、1月6日に、この0.8という数字が出てくるということです。ですが、実勢価格ということであれば、本来、最もさきの予算見積もりの中で出てくるというのが一般的ではないのかなというふうに思いますけれども。これについては、きのうも言いましたけれども、これは何回も答えていただいていますので。こういう流れですね、大変無理な事業遂行がある面ではあったということからいくと、工期の問題とか、予算の問題、そういう意味で、これから非常に参考になる資料だと私は思って請求しましたし、その予算決定の経過を言っていくということでも重要ではないのかなというふうに思います。

先ほど長沢部長がおっしゃられた、この刑事確定訴訟記録の取り扱いの問題ですけども、この前の全員協議会の際に配っていただいた呼び出し通知の3枚目の一番上のところに、「刑事確定訴訟記録は、原則として、何人でも閲覧が可能です」と、このように書いてあります。ということは、枚方の市民の方がこれを見たいと言ったときには、これは見れるということなのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○長沢秀光総務部長 閲覧につきましては、今、委員のおっしゃるとおりかと思えますけれども、その上申書の中にもあったかと思えますけれど、石本建築事務所が実際に閲覧を希望した経過がありますが、閲覧できなかったという現実があります。

それと、刑事確定訴訟記録法というのがございまして、御存じのとおり閲覧はできますけれども、閲覧者の義務といたしまして、第6条の中で「閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穏を害する行為をしてはならない」と、このような規定もございまして。

こういったことから、やはり我々としてはいろんな取り扱いについては慎重にせざるを得ないということで、これまで市としてはこの訴訟記録の取り扱いについて慎重を期してきたと、こういうこととございます。

○野口光男委員 市民の方が閲覧を希望したら見れるのかということになれば、その条件というか、注意事項を守れば見れるというふうに理解したらいいわけですね。

○長沢秀光総務部長 今も言いましたように、石本建築事務所が見るといったときに、現実としては見れなかったケースもございまして、私の方でそれをすべて100%必ず見れますという答えはちょっとしかねます。

○野口光男委員 石本建築事務所がなぜ見れなかったのかというのは、この法でいくと、検察

の判断で見れなかったのかなというふうに思うわけですが、一般の市民の方は、基本的には、この法からいきますとね、こういうふうに「何人でも閲覧が可能です」と書いてあるわけですから、見れるのかなというふうに思うわけですが、当然、市民の方が膨大な資料を見るということも可能だというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、石本建築事務所の問題に関しては弁護士と相談したと、そして、この間やってきたということですが、市として、先ほども全部の資料を十分分析はできていないけれどもということでおっしゃってたんですが、ほかに弁護士と相談しなければならないということがあったのかどうか、お聞かせ願えますでしょうか。

質問の仕方がちょっと悪かったのもう一度言いますが、この記録を見て、これはちょっと弁護士と相談しなければならないなど、こういう問題が市としてはありましたかという質問なんですけれども。

○長沢秀光総務部長 刑事記録の中身にかかわることかと思しますので、ちょっと発言の方は控えさせていただきたいと思えますけれども、確定訴訟記録への対応につきましては、先ほど申しましたように、基本的には公判への影響を考えた中で慎重に対応すると。ただし、そういう個別対応がなじむという判断をした場合には、先ほどの石本建築事務所のように、顧問弁護士に十分な相談をかけた上で対応させていただいていると、このように答弁させていただきたいと思えます。

○野口光男委員 昨日の石本建築事務所の問題でも、やはり今の答弁が表していると思うんですけれども、裁判との関係があるということなんですけれども。残っているのは、元警察官と市の関係者2人ということのわけですが、石本建築事務所と大林組というのは、一定、裁判がもう終結しているというふうに思うわけですが、きのうも言いましたけれども、やはり石本建築事務所に関して言えば、資料を見る限り、多々疑問に思う点が、これは、見たらだれでも思う点が多々あるわけですが、

私、昨日、設計を外注したのではないかとこのことを言いましたら、寺農部長の方からは一般的にはよくあることなんだという御答弁だったと思うんですけれども。今回の場合で言えば、ある意味では管理棟部分しか石本建築事務所は設計していないというようなことが書かれているわけですが、きのうの答弁というのは、何か根拠があってされたのか、ちょっとその点だけ確認したいんですけれども。

○寺農 齊公共施設部長 昨日答弁させていただいたのは、建築の設計に当たっては、いろんな、例えば言いましたように、建具の関係とか、サッシの関係とか、そういった専門業者から資料を受け取って積み上げていくということが一般にはあります。しかし、そういう受注資格のあるところに、いわゆる再委託というんですか、そういうことについては、今まではそういう件はございませんけれども、仮にあったとしても、それはやはり慎重に、認めないというような方向になります。そういうことで、私は申し上げました。

○野口光男委員 工事の設計を発注したとき、当然、枚方市は、一定、設計会社のランク付けをするわけですね。外注をするということは、その外注した業者が枚方市の基準に合っている業者なのかどうかということも、私はやはり問題なのかなと思っているんです。最後、成果物の工事検査が終了したと、それが終了したからもうそれでいいんだということでは違うかなという私の考えなんですけれども。だれが設計をしたのかというね。例えば、いわゆる

アールの丸いところのガラスを造っていく特殊な工程の場合の設計を部分的にもらってやるとかというレベルとは、ちょっと違うと思います。

そういう意味では、きのうの全員協議会の中でも、やはり市としては、この間、裁判との関係もあるということもあって、これ以上石本建築事務所の調査はしないということではつきりしているわけですし、100条で議会に与えられたこの調査権をきっちりと行使すれば、この問題については調査できるというふうに思います。

特に、きのうも横田部長の方から答弁いただいたんですけども、読売新聞に対し石本建築事務所が大林組は関西で大きな力を持っているので断り切れなかったと言ったことについて確認をとったら、そんなことは言ってないということで、石本建築事務所からの返事を確認していただいたわけですけども。

これについても、市としてはもうこれ以上調査できないわけですから、議会として100条委員会を作って、石本建築事務所を呼んで、これについても確認をしていくということになると思いますし、必要ならば、この100条委員会としても、当然、告発ということもできるということですので、やはり市ができない分、市だけが調査するのではなくて、議会として自ら調査をしていく。そのためにも、この100条委員会というのは、設置が必要だというふうに思います。

ということなんですけれども、市としても、市長としての考え方もきのう聞きましたけれども、この間の外部委員会でやってもらっているんだというところにとどまっているわけですので、そういう意味では、きっちりと議会として調査をしていくという方向が必要だというふうに私は思っております。

もう一つは、やはりこの間の枚方市の談合情報があった件で、きのうも言いましたけれども、いわゆる経審点数ですね、これがときどき出てくるわけですけども。これについても、やはり議会としても調査していく必要があるのかなというふうに思うわけですが、17年の最初の不応札になった7月の経審点数とその3カ月後の経審点数というのが100点引き上げられ、要件が変わるというような経過があるわけですけども。その経審点数というのは、請負業者資格審査等委員会、これが大きな事業のやつを決めるというふうに説明も受けたんですけども。

39億円の予算額の1回目の入札と、それから17億円でしたか、56億円の工事で点数が上がると。ところが、中身というのは、追加されているのは管理棟とか、洗車棟とか、失礼な言い方ですけども、特殊な大きな工事でもない中でそういうことがやられていた。こういうことについても、やはり調査をしていく必要があると思いますし、この資料というか、議事録というか、こういうのは残っているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○横田 進財務部長 議事録といいますのは、点数を上げたときの私のところの回答という部分でしょうか。（「審査等委員会の。」と野口委員述べ）申し訳ございません。請負業者資格審査等委員会の議事録というのは、今ちょっと書類が廃棄になっておりますので、残っておりません。

○野口光男委員 廃棄になっている。

○横田 進財務部長 済みません。説明不足で申し訳ありません。いわゆる保存年限がもう終

わっておりますので、廃棄処分をいたしております。

○野口光男委員 これは17年のやつ。ということは、何年分でしょうか。17、18、19、20。3年なんですか。1年ですか。

○横田 進財務部長 保存年限は1年となっています。

○野口光男委員 済みません。1年だとは知らなかったの、ちょっと驚いているんですけども。

これは別件なので、またあれですけども、南部市民センターのときも、この経審点数の問題、私、言わせてもらいましたけれども、やはり一定この経審点数を上げることによって業者のランクが上がっていくということで、これは、当然、入札の資格要件に制限が加わるやつですよ。ですから、そういう意味では、これはちょっと保存年限を見直していただく必要があるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○横田 進財務部長 その保存年限については、こちらでも、当然、法的な部分もございまして、見てみますけれども、今ここでちょっとお答えを申し上げられません。

○野口光男委員 私、今聞いていても、市の流れとしてのやつを、きのう全員協議会で談合防止対策という形で報告されているわけですけども、やはり議会としても、この談合防止について調査をする必要があると。この第2清掃工場のやつにかかわって、やはり今おっしゃられたように、きょうは請願採択に関する審議ですので、ちょっと私も1年と思わなかったのであれだったんですけども、また別の場でそれをやらせていただきますけれども。そういうこと自身も、やはり問題がほかにもたくさんあるんじゃないかというふうにも思いますし、今は、あのきのうのやつというのは、外部委員会の人から市の内部委員会が検証した事務の流れの報告を受けて、それを検証して、それに対して報告書を出したまでなわけですから、あくまでも、言わば行政が主役のやつだったというふうに思いますし、私は、やはり議会が主役でこの問題について調査をしていく必要性を、改めて今の質問の中でも感じたということでもあります。

○堀井 勝委員 私の意見なんですけれどね。もうまとめに入られるんですか。意見を申し上げますが。

確かに100条委員会を設置することに私はやぶさかでないんですが、事件が起こった当初に設置しておれば、それなりの効果はあったと思うんです。今となったら、今、司直でほとんど解明されている段階ですからね。一定、もう少し解明されていく中で必要があれば、100条委員会の設置も、それはいいんじゃないかと。

例えば、今、石本建築事務所の問題でも、司直の方で解明されたからこういう問題が出てきたのであって、我々が100条委員会をここで設置してやったところでね。これは軽々しく言ってるんじゃないですよ。果たして本当にその問題が解明されていたかどうかというのも、これも大変疑問なところなんです。

相手も、100条委員会に呼ばれたところで、黙秘権もあるだろうし、何もすべて述べないといけないことはないわけですから。これは法廷でも同じことなんですからね。そういう意味で、今、請願を採択するかしないかということで時間をかけてやるのであればね、私の意見としては、いずれはまた必要があれば採択したらいいけれども、きょうのところはもう少し。いよいよ明日から裁判がまた始まるわけでしょう。そういったことも見ながらやれば

いいんじゃないかというように、私の意見を申し上げておきます。

○小野裕行委員 私も、前回申し上げておりましたように、タイミングの問題。

確かに100条委員会というのは議会に与えられた大切な職権ですけれども、濫用してはいけない。的確に判断をしてきちっとした結果を得ないと、何のために100条委員会を開いたかわからないような状況になるわけですから。先ほど、有山委員も、三島委員も、多分、時期をきちっと見極めてやるために、慎重にいろんな状況を質問された上で御自分の意見を述べられたものと思うんです。

そういう意味では、僕も、もうちょっと時間をかけて、タイミングを見て、100条がいいのか、全員協議会で終わることができるのか、また、きのう僕申し上げましたように、議会として100条の2の規定を使って、外部調査を使って、議会自体の何か改革案も提出するようなことも含めて考えていくべきことやなと思いますので、もうちょっと時期を見るべきであるということを意見申し上げておきます。

○池上典子委員 久しぶりというか、何年かぶりに議会運営委員会のメンバーに入れていただいたんですけれども、何か男だらけの委員会だなと思って。今、向こう側も、こちら側も、思っているんですが。

いただいた書類なんかも目を通したりしたんですが、議会運営委員会でここまでいろんな形で100条委員会について審議されるんだったら、もう特別委員会か何か設置してもいいんじゃないかなという気が、今すごくしているんですが。

ただ、議会としてやるんだったら、別に100条でなくてもいいと私は思うんですが、市民の方の方から武器を与えるという形であれば、100条委員会設置も、それはそれでいいんじゃないかなと思うのと。

多分、100条委員会というのは、これをしなければいけないとか、期限がどうだとか、そういうものはなかったですよ、お尋ねします。

○山下寿士市議会事務局長 無期限ということではなくて、例えば、そのメンバー、改選時で切れるとかいうようなことはございます。

○池上典子委員 だから、そういう期限も何もないんだとしたら、別に武器を与えられるというんだったら、武器をいただいて、その100条委員会でいろんな形で考えていけばいいんじゃないかなという部分と。

あともう一つ、私がすごく懸念しますのは、今、マスコミ等でもよく伝えられているんですが、事件が起きると、必ず被告人だけではなくて、いろいろな関係者が地検に呼ばれて、初めての経験の中でいろいろな形で尋問をされたり、今まで遭ったこともないような目にいろいろ遭うわけです。その話一つずつを自分自身の殻の中でかみ砕いたり、家族にも言えないとか、そういう状況が結構たくさんあると思うんですが、枚方市の職員の中でどれぐらいの人数の方が地検での取り調べに連れていかれたと言ったら何ですが、受けたんでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○長沢秀光総務部長 申し訳ございませんが、ちょっと答弁を控えさせていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○池上典子委員 何で控えなあかんのかがよくわからないんですけれど、把握していないということなんでしょうか。

○長沢秀光総務部長 一つにはそういうことで、当然、すべての裁判に関する情報を把握できる状況ではございませんし、そのこと以外の影響も考えますと、ちょっときょうのこの場の中では答弁を控えさせていただきたいと思います。

○池上典子委員 事件があったかなかったか、それがどういう形で起きたとか、犯人がだれかとかというのは、多分、議会の委員会ですから、そういう権限は与えられていないと思うんですが、枚方市の中で何があったのかとか、何がなかったのかとか、今さっきおっしゃったような取り調べの中でこういう話があったとか、そういう形ではいけないんじゃないかなという。

もちろん、聞けない部分も、答えられない部分もあると思うんです。答えられる部分もたくさんあると思いますし、私は、かなりの多数の職員の方なんか地検に呼び出されたりしていると思いますので、何らかの手だてというふうに思うと、特別委員会の設置なんかもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、これはもう意見で結構です。

○西村健史委員 今回、この100条委員会を開いてほしい、開くべきだと市民の方から出ていて、例えば、石本建築事務所のケースが明らかになって、そして、この間、きのうも大分論議いたしましたけれど、調査経過も報告していただきました。結局のところ、506万7,720円、この用意があるということですね。

これ、私ども指摘しましたけれど、枚方市は、例えば、こういうふうにおっしゃってますね。市の対応として、きのうも何度もおっしゃいましたけれど、違約金相当額として、向こうは謝罪金と言ってますけれど、契約金額の10分の1、これを超える損害が明らかになった場合、これはどういうことを指しているんでしょう。

今回、この506万7,720円、これは、私たちが議会の中で、この問題があるじゃないかということ指摘してずっと調査する中で、また、市民の皆さんの運動で明らかにされて、自主的に石本建築事務所がこういうことになってますということで持ってきた金じゃないんですか。どうですか。発端は市当局が調べられて、持ってきたんですか。

○横田 進財務部長 私どもが入手したいいわゆる刑事記録に基づいて、向こうの今までの供述と違うというような部分がありましたので、一つにはその部分を探したと。その中で、違反を認め、御迷惑をおかけしたという部分でのいわゆる謝罪金ということで、支払いの意を表したものだと思っています。

○西村健史委員 横田さん、もうあとわずかの期間でいらっしゃるのでね、余りですけど。

実際、前回の、この議会運営委員会の中でこの問題を指摘したのは、私どもです。そして、その当時、市当局は持っているかと、野口委員が何度も聞きました。まだそのときは、総務部長は、いや、まだですと、こういうことだったんですよ。だから、発端は、私たち議会が、議員が指摘をして、こういうお金を取り戻したんです、はっきり言えば。いいですか、ここなんです。そのときに、この超える損害が明らかになるのは、裁判を待っているんですか。

あのね、市長さん、あしたは元府議会議員の裁判があります。また、あしたは文教常任委員会もありますからね。私、文教常任委員会で初めて行けませんけれど、ずっと傍聴してきました。裁判の公判の中では、石本のイも出ないんですよ。聴取の、この資料の中にそういうことが出てくるわけです。公判の中では、裁判所の法廷の中では、石本建築事務所というのは一言も出てこないんですよ。

そうするとどうということが起こるかといったら、公判だけを見れば、今後、石本建築事務所に対する、この10分の1を超える損害というのは、これ全然出てこない。なぜかという、談合問題である、お金をもらっていると、そういうことに対する裁判に今なっているんです。石本建築事務所の、この件は出てないんですよ。じゃあ、これは一体どこから出ているか、市は調べないんですよ。出てくるはずがないじゃないですか。副市長、どうですか。副市長、このままだったら全然出てこないですよ。

○木下 誠副市長 石本建築事務所の件につきましては、裁判の中で、冒頭陳述の中で、そのことは出てきたんではないかなというふうに思っております。

それから、先ほどお話のありました、私ども、この裁判記録ですね、入手をいたしまして、今の調査に加えて、入手をした、そのことをもって再度顧問弁護士を通じて石本にただしたと、こういう経過の中でするので、よろしくお願ひします。

○西村健史委員 今の枚方市の姿勢だったら、これは出てこない。枚方市の損害、市民が受けた損害、これは一体どうなのかと。この10分の1、これ、また問題になりますよ、市長さん。いろんな形で、今、裁判所で公判されているのは、そういう今の談合問題とか、それから金銭の授受の問題、贈収賄ですね、この問題です。今回は、大林組の、あの裁判が結審をしたから。大林組関係者の方が皆さん認められた。だから、その資料が明らかにされているんですよ。そういう経過がありますからね、これ、石本の件というのは。

例えば、これ、8月6日のときに会われている方というのは、これは、総合契約検査室長ですね。大西さんともう1人ですね。これ、副市長とか出ておられませんよね。8月22日、9月4日、これ、石本建築事務所の大阪支所長は持参してくると。上申書を持ってくる。金額も持ってくると。これは、担当市長としては木下さんでいいんですね。奥野さんでしたかね。そうですね。（「委員長、議事進行上。」と堀井委員述べ）

○榎本正勝委員長 西村委員、今、100条からちょっとそれているんじゃないかという御指摘がございましたので、申し上げておきます。（「議事進行上、発言させてくださいよ。」と堀井委員述べ）今、西村委員が発言しておりますので、しばらくお待ちください。

○西村健史委員 私が言いたいのは、結局、副市長がそういう形で、きのう報告されました8月22日、9月4日のこととかかわりをね、本当にあって聞いておられるのかどうかということも含めて、これは、100条委員会の中で、もし開いてやれば、じっくりとできるわけです。こういう議会運営委員会の、この場ではね、100条開くか開かないかだけの論議になりますでしょう。だから、私は、一例として申し上げているわけですのでね。それで、僕は、副市長に聞いているわけです。だから、私は、これで最後にしますからね。

○堀井 勝委員 きょうの議会運営委員会は、この案件にありますように、特別委員会の設置に関する請願をやるんであって、中身をやるとは、私は思っていないんです。だから、先ほど、私、意見を述べたわけです。中身に入るんであれば入るで、また別の方法がありますしね。その辺を委員長としてまとめていただきたいなど。

僕は、先ほど言った意見は、100条委員会、市民の皆さんが請願されているわけですから、設置することにやぶさかではありませんが、今のいろんな諸般の事情を考えたら、もう少し時間をかけたらいんじゃないですかという、私はそういう意見を申し上げたんでね。皆さん、言われるのであれば、どういう意見なんかということと言われるべきじゃないですか。

以上です。

○榎本正勝委員長 よくわかりました。（「副市長、答えてもらってない。」と西村委員述べ）

○木下 誠副市長 石本建築事務所の件につきましては、昨日、経過の報告をさせていただきました。また、面談においても、財務部を中心に弁護士と同席をした。また、その後のことについても、財務部がやった。私は、そのことについて報告を受けた。こういうことであります。

○池上典子委員 済みません。もう締めに入ってるところで申し訳ないんですが、私、本当に久しぶりなもんですから。

その100条委員会を設置する、しないというのは、こっちに行政マンがいて、その行政マンと話し合うという、行政マンに対する質疑という形がすごく何か違和感があるんですが、意見で結構です。

○榎本正勝委員長 暫時休憩します。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時37分 再開）

○榎本正勝委員長 委員会を再開します。

○榎本正勝委員長 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）これをもって本日の質疑を終結します。

○榎本正勝委員長 お諮りします。

本件については、今後なお慎重な審査を必要とするため、議長に対し閉会中継続審査の申し出をしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○榎本正勝委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、議長に対し閉会中継続審査の申し出をすることに決しました。

○榎本正勝委員長 以上で、本委員会に付託された事件の本日の審査はすべて終了しました。

よって、議会運営委員会はこれをもって散会します。

（午前11時38分 散会）

委 員 長 榎 本 正 勝

議 長 出 井 宏